高額な家庭用医療機器の購入は慎重に！！

事例

A 子さんは、冷え性で肩こりの持病があり、ひざや腰の調子も悪く悩んでいました。

ある日、いつも利用しているスーパーの近くで家庭用電気治療器の無料体験をしていたので、買い物帰りに立ち寄りました。お店には常連と思われる人達がいて、「私は、ここに来るようになってから喘息が良くなった。」「○○さんは杖をついて歩いていたがいらなくなった」「アルツハイマーが好転した人もいる」等と話しかけてきました。販売員からは、「この高位電位治療器は、頭痛、肩こり、慢性便秘、不眠症に効くことは厚生労働省でも認めています。これを使うと血液がサラサラになるので、これを使ったら肩こりが治った、アルツハイマーの人が好転したとおっしゃる方もおられます。毎日 20 分乗るだけでいいし、無料なので、ぜひ毎日立ち寄って使ってみてください。」と言われました。A 子さんは、なんとなく調子が良くなるような気がして毎日通いました。1 か月ぐらい通った頃、販売員から、「ここは 1 週間後に終わります。もしお気に召したらこの機会にぜひ購入を検討してください」と言われ価格は 120 万円であると言われました。A 子さんは高額なこともあり悩みましたが、国が効果を認めていることだしずっと使っていたらよくなるかもしれないと思い、購入することにしました。

しかし、購入した機器を家で使い始めましたが、相変わらず持病はそれほど改善されたように思えません。反対に、「××さんは、長い間使っていたら動けなくなった」等という心配な情報が入ってきたため、使用する気がなくなってきました。A 子さんは、販売した業者に解約して返品したいと申し出ましたが、断わられてしまいました。

解説

家庭用医療機器は、厚生労働省で医療機器として認証されると認められた範囲でのみ効果効能を謳うことができます。A 子さんの購入した高位電位治療器は「頭痛・肩こり・慢性便秘・不眠症の緩解」となっています。「緩解」とは、和らげるということですので、治るということではありません。また、個人差があり、必ず効果があるわけではありません。

過剰な期待を抱かせる表現は規制されていますので、「病気が治る」、「若さが保てる」等の期待をもって買うべきではありません。また、具合が悪ければ、まず医療機関を受診さ

れることが大切です。

Ａ子さんの場合、業者は店舗での販売を主張しており、店舗での販売の場合、解約には業者の同意が必要になります。

家庭用医療機器は、商品価格に大きな開きがあり、高額な商品もあります。

購入に当たっては、冷静に検討しましょう。疑問に思うことについては、きちんと説明を受け、受け取った契約書や商品の取扱説明書はよく読むようにしましょう